

永代供養合葬墓地

「悠久」

申込みのご案内



公益財団法人 瀬田南大萱霊園

〒520-2153 大津市一里山6丁目15番5号

TEL077-543-2994 FAX077-543-2904

ゆう きゅう

悠久

「悠久」とは…

長い年月の中で終わりなくつづくことの意味。



納骨室入口



モニュメント

近江八景「瀬田の夕照」をイメージし、霊園に休まれる魂の総体を象徴する球体を表現しました。



個別安置室

約 1500 壺収容



参拝道入口



記名板

故人のお名前を
永代にわたり残せます。

1 永代供養合葬墓地について

合葬墓地とは、建物全体をひとつのお墓と考え、多くの焼骨を埋蔵するお墓です。

近年の都市化・少子高齢化といった社会情勢の変化にあわせて、利用される方の多様なニーズにお応えする新しいタイプのお墓です。

個人での管理や、お墓を承継していく必要がなく、また、生前での申込みもできますので、多くの方が安心してご利用いただけます。

年に1回、霊園の方式にて合同法要を執り行います。参加はご自由です。

2 永代供養墓地の概要と種類

【名 称】 瀬田南大萱霊園永代供養合葬墓地 「悠久」

【所在地】 大津市一里山6丁目15番5号

【構 造】 鉄筋コンクリート造平屋建て

【規 模】 個別安置室：1,500 霊 合葬室：5,000 霊

【主な施設】 合葬室、個別安置室、礼拝広場、モニュメント、記名板、東屋

①合葬室 骨袋に移したお骨を合同の埋蔵室へ納めます。

お骨の返却は不可能となります。

②個別安置室 個別にお骨を骨壺に収納し、契約期間内は納骨棚で保管。

期間満了後、合葬室へ埋蔵します。

個別保管期間内は、お骨の返却が可能です。

3 申込み資格

(1) 居住地に関係なくどなたでも申し込みができます。

(2) 埋蔵するご遺骨を所持している方

(3) 生前予約は申込者本人の遺骨の埋蔵を目的とする満75歳以上の方

4 申込みに必要なもの

(1) 永代供養合葬墓地使用許可申請書

被埋蔵予定者1霊(1人)につき、申請書1枚が必要です。

生前予約の場合は、本人が申請者になります。

改葬されるお骨については、何霊であっても1壺1霊とみなします。

(2) 誓約書

申請者1人につき、誓約書1枚が必要です。

(3) 申請者の住民票（3か月以内に交付されたもの）

本籍、世帯全員、続柄が記載されている住民票が必要です。

被埋蔵予定者が2霊以上であっても、申請者が同じであれば、住民票は1部で申込みができます。

同居のご夫婦で生前申込みされる場合、住民票は1部で申込みができます。

(4) 被埋蔵予定者との続柄が確認できる書類（戸籍謄本など）

改葬と生前予約の場合には不要です。

被埋蔵予定者が2霊以上であっても、申請者と焼骨の続柄が確認できれば、戸籍謄本等は1部で申込みができます。

(5) 火葬許可証、分骨証明書又は改葬許可証

焼骨を所有している方は、火葬場で受け取った火葬許可証が必要です。

分骨の場合は、分骨証明書が必要です。

他の墓地等から焼骨を改葬される方は、墓地等所在の市町村で発行される改葬許可証が必要です。

瀬田南大萱霊園一般墓地からの改葬の場合は、申請受付時に併せて手続きを行います。

(6) 祭祀主宰予定者の本籍地記載の住民票

生前予約の方のみ必要です。

申請者の住民票に記載されている場合は不要です。

5 永代供養合葬墓地の使用料

使用料（1霊・1名につき 税込）

区分	使用料
5年間個別保管後合葬	165,000円
10年間個別保管後合葬	220,000円
15年間個別保管後合葬	275,000円
記名板	55,000円 / 枚

※当霊園一般墓地使用者が墓地を返還し、合葬墓地を申し込まれる方は優遇価格あります。

○改葬について

改葬特例として、何霊でも一壺一件とみなし、一霊分の料金です。ただし、記名板は必要枚数分ご負担いただきます。骨壺の大きさは7寸サイズまで可能です。

○生前予約について

生前予約システム管理費 11,000円（税込）/人を別途いただきます。
申請者は本人とし、祭祀主宰予定者（お骨を持ち込む方）を決めていただきます。
自己の死後にその焼骨が合葬式墓地に埋蔵されるよう、親族等にあらかじめ必要な措置をしてください。

6 記名板

- ・永代供養合葬墓地では、シンボルモニュメント付近に設置した記名板に、被埋蔵者の氏名・生年月日・死亡年月日を刻字することができます。
- ・生前中の記名、場所の指定、字体や色の指定はできません。
- ・連名タイプは生前予約の方は申込みできません。料金は1枚分です。
- ・ご夫婦で同時申込の場合は、上下の場所を確保できます。

【彫刻文字の種類】

- A 埋蔵者名前のみ
- B 埋蔵者名、生年月日、死亡年月日
- C 夫婦連名（生前予約の方は不可）

A

瀬田 太郎

B

瀬田 太郎
1945.5.3～2015.8.5

C

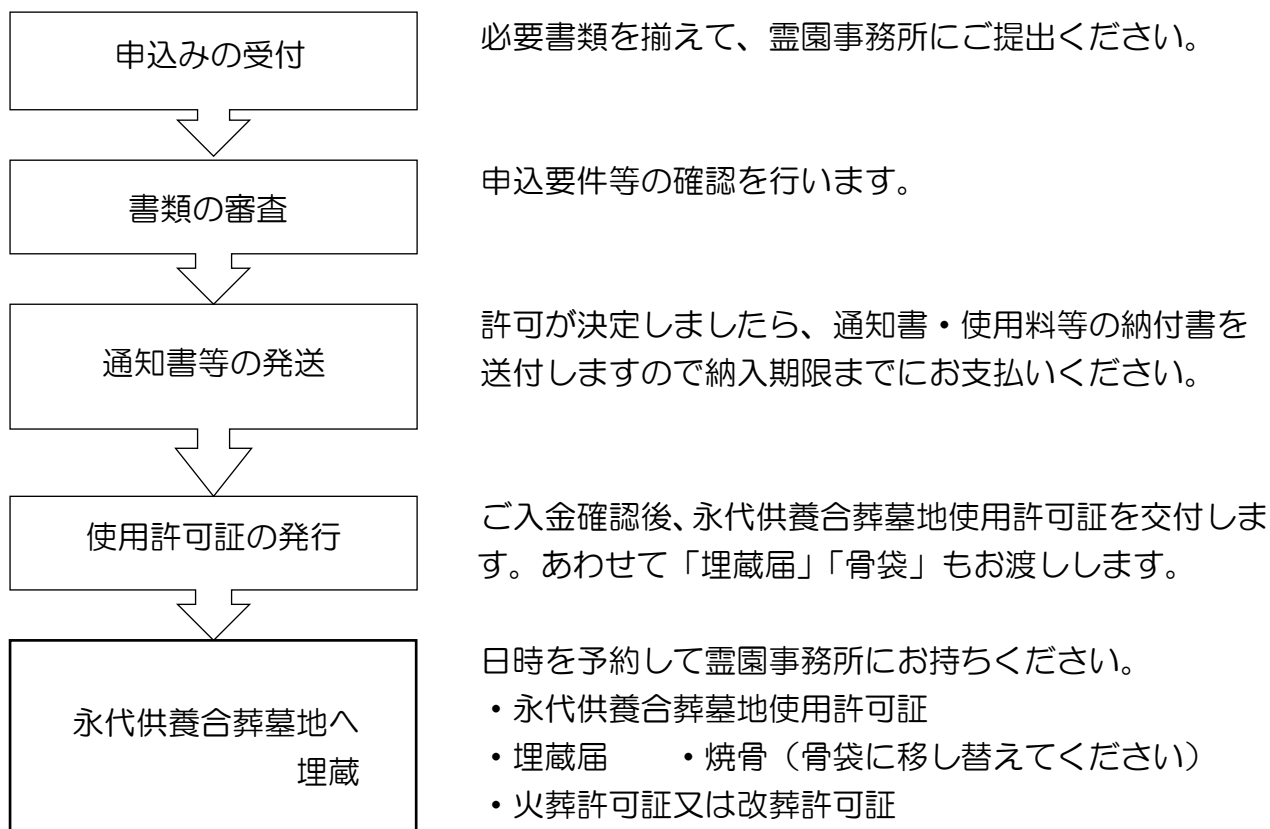
瀬田 太郎
瀬田 花子

西暦表示のみ、和暦は不可。
個人名のみ可能。

7 墓参について

- ・献花台に線香立等は設置しておりません。火気のご使用は禁止とします。
- ・各自で合葬墓地前にて法要等をなさることに制限は設けていませんが、他の墓参客の迷惑にならないよう、墓参客が多い盆、彼岸の時期は避けてください。

8 申込みから埋蔵までの流れ



9 使用上の注意

合葬墓地の使用にあたっては、「墓地・埋葬等に関する法律」・「瀬田南大萱霊園墓地使用規則」及び「同使用細則」に定められている規定及び下記の事項について遵守していただきます。

1. 使用許可の取消しについて

以下に該当する場合は、永代供養合葬墓地の使用許可を取り消します。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 永代供養合葬墓地使用权を第三者に譲渡し、または転貸したとき。
- (3) 法律又は規則に違反したとき。

2. 埋蔵（納骨）について

- (1) 埋蔵（納骨）については、使用許可を受けた焼骨に限ります。焼骨保持で申込みされた方は、使用許可日より1年以内に埋蔵してください。
- (2) 土葬されたご遺骨を埋蔵する場合は事前に火葬してください。

- (3) 焼骨は指定の納骨袋に移し替え、7寸以下（奥行 22 cm、幅 22 cm、高さ 26 cm）の骨壺等に入れてお持ちください。寸法を超えるものは移し替えてください。骨壺の箱や包装布はお持ち帰りください。
- (4) 持参した焼骨は、所定の場所で職員にお預けください。
- (5) 合葬室、個別安置室へは立ち入ることができません。いずれも埋蔵の際は職員が行います。
- (6) 焼骨以外のものを埋蔵することはできません。
- (7) 2体の焼骨を1つの骨壺に入れて埋蔵することは可能ですが、料金は2体分です。
- (8) 合葬室へ埋蔵された焼骨（骨壺含む）は、一切返還することはできません。

3. 個別安置室について

- (1) 個別保管期間は、使用許可を受けた日から起算します。許可日から1年以内に埋蔵してください。
生前予約の方は、申請者の死亡日から起算します。個別保管の期間満了後に埋蔵された場合は合葬室へ直葬となります。
- (2) 個別保管期間満了を迎える年に霊園からご案内を送ります。保管期間最長15年まで延長できます。延長料は1年1万円（税別）、変更事務手数料1千円（税別）を申し受けます。ただし、連絡先不明になった方は期間満了後直ちに合葬室に移します。
- (3) 保管場所の位置を指定することはできません。
- (4) 個別保管期間中に、改葬する場合に限り返還することができますが、湿気などによる焼骨の劣化は補償できません。